

青森県報

第三千九百六十三号

平成二十七年
二月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

保安林の指定……………	(林 政 課) …… 一
基本測量の終了……………	(監 理 課) …… 一
青森県土地利用基本計画の変更……………	(同) …… 一
道路の区域の変更……………	(道 路 課) …… 二
道路の供用の開始……………	(同) …… 二
都市計画の変更……………	(都 市 計 画 課) …… 二
公 告	
林業用種苗生産事業者の登録……………	(林 政 課) …… 三
土地立入の通知……………	(監 理 課) …… 三

告 示

青森県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の一、七五の五

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(機動観測)

二 作業期間

平成二十六年九月二十九日から平成二十七年一月三十一日まで

三 作業地域

青森市

十和田市

青森県告示第百十号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次

のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

森林地域

区域を縮小した市町村

八戸市、十和田市、東北町、六ヶ所村、五戸町及び階上町

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

青森県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月二十六日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			大俵板柳停車場線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田二六〇から北津軽郡板柳町大字大俵字和田二七の五まで	前 後	六・一〇メートルから七・七〇メートルまで 六・一〇メートルから二・七〇メートルまで	四〇三・五〇メートル 四〇三・五〇メートル	

青森県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月二十六日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

県道大俵板柳停車場線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田二六〇から北津軽郡板柳町大字大俵字和田二七の五まで	平成二七・二七
------------	---	---------

青森県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登 年 月 日 録	氏名又は名称	住 所	種 類	穂 苗	木 名	事 業 所
二七〇	平成二七・二二〇	有限会社 高橋苗圃	十和田市 東三番町 九の七	採取精選	幼苗の成育	高橋苗圃	十和田市大字 深持

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

青 森 市											市 町 村 名		
清 水 成見、生田	前 田 中野、湯の沢	奥 内 宮田、川合、平塚	瀬 戸 磯田、神田	飛 鳥 塩越、岸田、福浦	西 田 浜田、冲津、山辺	羽 白 富田、池上、沢田	油 川 実法、船岡	岡 町 松本、藤戸	新 城 平岡、福田	新 田 忍	石 江 高間	大 字 名	字 名

今東 津 別 輕 町郡			外東 々津 浜輕 町郡			蓬東 津 田 輕 村郡										
浜 名	今 別	大 川 平		広 瀬	瀬 辺 地	郷 沢	蓬 田	阿 弥 陀 川	長 科	中 沢	四 戸 橋	後 潟	六 枚 橋	小 橋	左 堰	内 真 部
中 宇 田、 浜 名 沢、 中 野、 黒 崎	中 沢、 西 田	母 沢、 槌 菱、 二 股、 上 股、 与 次 郎 沢、 深 沢、 清 川、 安 兵 衛 川、 熊 沢、 村 元	蟹 田 南 沢 山 口、 蟹 田 南 沢 館 下、 蟹 田 小 国 東 山 本 野 脇、 蟹 田 大 平 山 元、 蟹 田 小 国 西 山、 蟹 田 大 平 沢 辺	坂 元、 高 根	山 田、 田 浦	浜 田	汐 越、 蓬 田 山、 宮 本	汐 干、 江 利 前 沢 山	浦 田、 川 瀬、 鶴 舘	池 田、 浪 返	富 田、 磯 部	大 原、 平 野	不 浪 知、 山 越	福 田、 千 鳥、 伊 沢、 田 川	大 科、 野 田	岸 田、 平 岡

四 立ち入ろうとする期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭